

# 県議の役員就任を自粛

## 政治倫理条例を議員提案で制定

県から財政的援助を受け  
る団体への役員就任の自粛  
努力を規定した「県議会議  
員の政治倫理に関する条例  
案」を議員提案し、賛成多  
数で可決しました。

県議が役員を務める社会  
福祉法人で相次いで不祥事  
が発覚。昨年7月に制定し  
た県議会基本条例の第12条  
で「政治倫理に関して別に  
定める」としたことから、  
議会改革推進会議で昨年8  
月から12回に及び議論を重  
ね、パブリックコメントを  
経て、成立させました。

私も推進会議の委員でし  
たが、最大の焦点は、県議  
が福祉団体の役員に就任す  
ることを禁止することの是非  
でした。兼業禁止は憲法  
の定める職業選択の自由を  
侵す、あるいは、現実に役  
員を務めている議員は辞職  
しなければならないのかな  
ど議論が紛糾し、一時は成

案を得るのは難しいと思っ  
たほどでした。

条文では社会福祉法人と  
限定せず、「自粛するよう  
努める」と努力義務へ拘束  
力を落としはしたものの、  
就任自粛規定を盛り込めた  
のは委員全員の努力の成果

と自負しています。

議員が守るべき行為規範  
として、議員の品位を著し  
く損なう行為や自己の利益  
のために自らの地位による  
影響力を不当に及ぼす行為  
の禁止など9項目を規定。  
行為規範違反の疑いを持た  
ず

例度  
条制  
画票  
参投  
民民  
県住

# 鳥取市の教訓活かされず

## 外国人の投票否定、開票条件も設定

知事提案された県民参画  
基本条例案は2月定例会の  
最終日、賛成多数で可決さ  
れました。私は登壇して反  
対討論をし、賛成しませ  
んでした。それは都道府県で  
始めて常設型の住民投票制  
度を設けたにもかかわら  
ず、制度設計に問題が多い  
ように思えたからです。

県議会の賛成を得て住民  
が發議する場合、条例は有

権者の10分の1以上の署名  
が必要ですが、地方自治法  
では50分の1以上で足りま  
す。県民の署名だけで發議  
するには、有権者の3分の  
1、つまり、14万7千人の  
署名が必要です。鳥取市の  
市庁舎移転新築を巡る住民  
投票は市民の高い関心を集  
めました。集まった署名  
は5万304人分で、3分  
の1にはあと一息届きませ

らな

れた議員及び議員経験者  
は、進んで説明責任を果た  
すことも義務付け、県議会  
政治倫理審査会を設置して  
真相究明する制度も新設し  
ました。適正手続に配慮し  
つつ審議し、議員辞職勧告  
や出席自粛を議長に求める  
ことができるようにしまし  
た。これまで以上に厳しい  
倫理観を持って襟を正し、  
県民の皆様の付託にこえて  
参ります。

ない、こうでもない議論  
が続いています。法的拘束  
力がない住民投票は極論す  
ればアンケートであり、二  
元代表制との関係からも疑  
問を感じています。

永住外国人の投票権を認  
めないことも問題です。住  
民投票で投票を求めると、  
と、地方選挙で被選挙権と  
選挙権を付与する地方参政  
権とは違います。地域で共  
に暮らす在日外国人の皆  
様の意見を聞くだけのこと  
です。鳥取県は江原道と交  
流を深めようとしています  
が、こうした態度で信頼を  
得ることができません。加  
えて、歴史的経緯も忘れ  
てはなりません。

んでした。その2・8倍の  
署名を集めるのは現実的で  
はありません。しかも、投  
票率が50%を超えなければ  
開票されません。盛り上げ  
たと思えた鳥取市でも  
50・82%でした。

鳥取市では耐震改修案が  
4万7292票、移転新築  
案が3万721票と明白な  
民意が示されたにもかかわ  
らず、いまだに、ああでも

こつした理由を述べ、反  
対致しました。「問題があ  
るが一歩前進だから」など  
と賛成、あるいは退席され  
た会派もありましたが、な  
らば、修正案を提出すれば  
いいんです。私にはそつし  
た態度が理解出来ません。  
常に有権者の皆様に説明で  
きる態度を取るのが議員の  
責任だと思っています。